

## 河合診療所 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

### (運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人健生会が開設する河合診療所（以下「当診療所」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーションを含む：以下同じ）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

### (事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能・ADL の維持回復を図ることを目的とします。

### (運営の方針)

第3条 当診療所では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持でき、または社会参加の機会が増える様に、在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当診療所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- 3 当診療所では、地域の中核診療所となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当診療所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当診療所が得た利用者の個人情報については、当診療所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

### (診療所の名称及び所在地等)

第4条 当診療所の名称所在地等は次のとおりとします。

- (1) 事業所名 河合診療所
- (2) 開設年月日 昭和43年4月1日
- (3) 所在地 奈良県北葛城郡河合町穴闇81-1
- (4) 電話番号 0745-57-0212 FAX番号 0745-56-5415
- (5) 管理者名 所長 土井 真知子
- (6) 介護保険指定番号 河合診療所(2911501084号)

### (従業者の職種、員数)

第5条 当診療所の従事者の職種、員数は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1人
- (2) 理学療法士・作業療法士 4人

### (従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当診療所職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、診療所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

(2) 理学療法士・作業療法士は、必要に応じて医師や関連職種等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとします。

- (1) 年末年始(12月30日～1月3日)、祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とします。

(訪問リハビリテーションの内容)

第8条 訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成されるリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを利用者の居宅を訪問して行います。また、利用者の家族に対し必要な指導を行います。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとします。(事業所所在地: 河合診療所、地域区分: 7級地)

※自己負担額1割負担の場合

(1)・訪問リハビリテーション費(1回20分につき) 308円

(2) 利用者、家族の同意により次の加算があります。

- ・サービス提供体制加算(1回20分につき) 6円
- ・リハビリテーションマネジメント加算(月に1回) 450円
- ・短期集中リハビリテーション加算  
退院・退所から3か月以内(1日につき) 200円
- ・社会支援加算(1回につき) 17円

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとします。

河合町、斑鳩町、上牧町、広陵町、三宅町、川西町、安堵町、王寺町、田原本町、香芝市、三郷町

(職員の服務規律)

第11条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては常に次の事項に留意することとします。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこととします。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

第12条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(職員の勤務条件)

第13条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健生会の就業規則によります。

(その他運営についての留意事項)

第14条

- (1) 職員は、社会医療法人健生会が行う年1回の健康診断を受診するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要を講じるものとする。

(3) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

#### (守秘義務及び個人情報の保護)

第15条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

#### (苦情処理)

第16条 健生会介護事業苦情処理マニュアルに基づき、苦情受付窓口を以下のようにします。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 苦情解決責任者 | 管理者          |
| (2) 苦情受付担当者 | 事務長          |
| (3) 苦情受付窓口  | 0745-57-0212 |

#### (虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (ハラスメント（迷惑行為）に対する対応)

第18条

1. 事業所は利用者の著しい不信行為、暴力・暴言・威嚇（口頭によるものを含む）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為によりこの契約を継続する事が困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除する事が出来ます。
2. この場合には、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所にその旨を連絡します。

#### (業務継続計画の策定に関する事項)

第19条

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

#### (その他運営に関する重要事項)

第20条 運営規程の概要、診療所設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、診療所内に掲示します。

訪問リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人健生会河合診療所の管理委員会において定めるものとします。

付 則

この運営規程は、

平成 27 年 10 月 1 日 施行

令和 7 年 3 月 10 日 改訂